

国立市パートナーシップ制度に関する規則

令和3年3月1日規則第4号

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例（平成29年12月国立市条例第36号。以下「条例」という。）第10条に規定するパートナーシップ制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(対 象 者)

第3条 条例第10条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
 - (2) パートナーシップにある者（以下「パートナー」という。）であること。
 - (3) 配偶者がいないこと及び相手方であるパートナー以外の者とパートナーシップにないこと。
 - (4) 民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係（パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。
 - (5) 次のいずれかに該当すること。
 - ア パートナーのいずれか一方が市内に住所を有していること。
 - イ パートナーの双方が届出の日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ パートナーのいずれか一方が市内に在勤し、又は在学していること。
- (パートナーシップの届出)

第4条 条例第10条第1項の規定による届出（以下「パートナーシップの届出」という。）をしようとする者（以下「届出者」という。）は、国立

市パートナーシップ届出書（第1号様式）及び市長が別に定める確認書に次に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書（日本国籍を有しない者にあつては、現に婚姻していないことを証する書類）
- (3) 市内に在勤している者にあつては、市内に在勤していることが確認できる書類
- (4) 市内に在学している者にあつては、市内に在学していることが確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 届出者は、パートナーシップの届出の際に、本人であることを証明するため、次の各号のいずれかの書類を提示しなければならない。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 自動車運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
(通称名の使用)

第5条 届出者は、パートナーシップの届出において、戸籍上の氏名と併せて通称名（戸籍上の氏名以外の呼称で戸籍上の氏名に代わるものとして社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 届出者は、前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、パートナーシップの届出の際に、当該通称名を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

(受理証明書等の交付)

第6条 市長は、パートナーシップの届出があつたときは、第3条に掲げる要件並びに第4条及び第5条第2項に規定する書類を確認の上、国立市パートナーシップ届受理証明書（第2号様式。以下「受理証明書」という。）を当該届出をした者双方に交付する。ただし、第3条第5号イに該当する者に対しては、届出日から3か月以内に双方が市内へ転入したことを証する世帯全員の住民票の写しが提出された後に、受理証明書を交付するもの

とする。

2 市長は、受理証明書の交付を受けた者が希望するときは、国立市パートナーシップ届受理証明カード（第3号様式。以下「受理証明カード」という。）を交付するものとする。

3 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍上の氏名を受理証明書及び受理証明カード（以下「受理証明書等」という。）に併記するものとする。

（受理証明書等の再交付）

第7条 前条第1項及び第2項の規定により受理証明書等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、受理証明書又は受理証明カードを紛失し、毀損し、又は汚損したときは、パートナー同士が婚姻した場合を除き、市長に対し、国立市パートナーシップ届受理証明書等再交付申請書（第4号様式）を提出することにより、受理証明書又は受理証明カードの再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により受理証明書又は受理証明カードの再交付を受けるときは、当該受理証明書又は受理証明カードを返還しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

（変更の届出）

第8条 受領者は、戸籍上の氏名又は通称名に変更があったときは、国立市パートナーシップ届出書記載事項変更届（第5号様式）に、市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による変更の届出について準用する。

3 市長は、第1項による届出があったときは、変更後の戸籍上の氏名又は通称名を記載した受理証明書等を受領者に交付するものとする。

（受理証明書等の返還）

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、国立市パートナーシップ届受理証明書等返還届（第6号様式）に受理証明書等（受理証明カードについては、第6条第2項の規定により交付を受けている場合に限る。次条第2項において同じ。）を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（1） パートナーシップを解消したとき。

- (2) パートナーのいずれか一方又は双方が第3条第3号又は第4号の要件を満たさなくなったとき（受領者同士が婚姻したときを除く。）。
- (3) 第3条第5号ア又はウの要件を満たさなくなったとき。
- (4) パートナーのいずれか一方が死亡したとき。
- (5) パートナーのいずれか一方又は双方がパートナーシップの届出をした時点において第3条に規定する要件に該当していなかったことが判明したとき。
- (6) 次条に規定する取消事由に該当するとき。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による返還の届出について準用する。
（受理証明の取消し等）

第10条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、受理証明を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、受理証明書等の交付を受けたとき。
- (2) 受理証明書等を改ざんし、又は不正に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により受理証明を取り消したときは、その旨を受領者に通知し、受理証明書等の返還を求めるとともに、取り消した受理証明書の交付番号を公表するものとする。

（委 任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この規則の施行の日前においても、第4条の規定によるパートナーシップの届出の受理その他この規則を施行するために必要な準備行為を行うことができる。

様 式（省略）